

特定負担金計算書

年度

(金融機関等名)

科 目	金 額
I 負債額	千円
II 除かれる負債	千円
1 信用金庫法施行規則第74条第2項第1号、労働金庫法施行規則第57条第2項第1号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第2項第1号、保険業法施行規則第24条の4第2項第1号及び会社計算規則第6条第2項第1号の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。） (内訳)	
2 金融商品取引責任準備金	
3 繰延税金負債	
4 再評価に係る繰延税金負債	
5 基準決済用預金	
6 基準一般預金等のうち法第2条第11項に規定する保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等が基準一般預金等に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分	
7 協同組織中央金融機関が協同組織金融機関から受け入れた預金等	
8 保険業法第262条第2項第1号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外国保険会社等に係る保険契約準備金のうち同法第270条の3第2項第1号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分	
9 保険業法第262条第2項第2号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外国保険会社等に係る保険契約準備金のうち同法第270条の3第2項第1号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分	
10 法第126条の2第2項第3号に規定する金融商品取引業者に係る顧客からの預り金のうち金融商品取引法第79条の56第1項の規定に基づく支払の対象となる債権に係る部分	
11 法第102条第3項又は第126条の2第4項に規定する社債及び金銭の消費貸借に係る負債	
12 短資業者の負債のうち金融庁長官が定める負債	
13 その他前各号に掲げるものに準ずるものとして金融庁長官が定める負債	
III 基準負債額（I－II）	千円
IV 特定負担金（III×負担率）	円

(備考)

1 Iの負債額は、銀行法施行規則第18条第2項に規定する別紙様式第3号、第3号の2、第4号若しくは第4号の2、長期信用銀行法施行規則第17条第2項に規定する別紙様式第2号若しくは第2号の2、信用金庫法施行規則第131条第1項に規定する別紙様式第13号、第14号若しくは第15号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第1項に規定する別紙様式第9号若しくは第10号、労働金庫法施行規則第113条第1項に規定する別紙様式第9号若しくは第10号、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第81条第2項に規定する別紙様式第2号、保険業法施行規則第59条第2項に規定する別紙様式第7号若しくは第7号の2若しくは同令第143条第2項に規定する別紙様式第12号若しくは第12号の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第172条第1項に規定する別紙様式第12号、証券金融会社に関する内閣府令第3条の4第1項に規定する別紙様式1若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債の部の合計額とするものとする。

ただし、法第126条の39第4項の規定を適用する場合におけるIの負債額は、銀行法施行規則第18条第4項に規定する別紙様式第5号の2若しくは同令第34条の24第2項に規定する別紙様式第12号、長期信用銀行法施行規則第17条第4項に規定する別紙様式第3号の2若しくは同令第25条の7第2項に規定する別紙様式第9号、信用金庫法施行規則第131条第2項に規定する別紙様式第13号の2若しくは第14号の2、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第2項に規定する別紙様式第9号の2若しくは第10号の2、労働金庫法施行規則第113条第2項に規定する別紙様式第9号の2若しくは第10号の2、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第81条第4項に規定する別紙様式第4号、保険業法施行規則第59条第5項に規定する別紙様式第7号の3若しくは同令第210条の10第2項に規定する別紙様式第15号、金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の12第1項に規定する別紙様式第17号の4若しくは同令第208条の23第1項に規定する別紙様式第17号の5若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債の部の合計額とするものとする。

2 IIの1から13は、第35条の13第1号から第13号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。

ただし、法第126条の39第4項の規定を適用する場合には、第35条の13第1号から第13号までに掲げるものにそれぞれ該当するものうち、これらに相当するものが上記1の連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されているものとする。

3 IIの1については、その内訳を記載する。

4 I及びIIの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であってもIからIIを差し引いた計数がIIIに合致するよう調整して記載することとする。

5 特定負担金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。

担当部課名 _____

(電話番号) _____

担当者名 _____

(FAX番号) _____